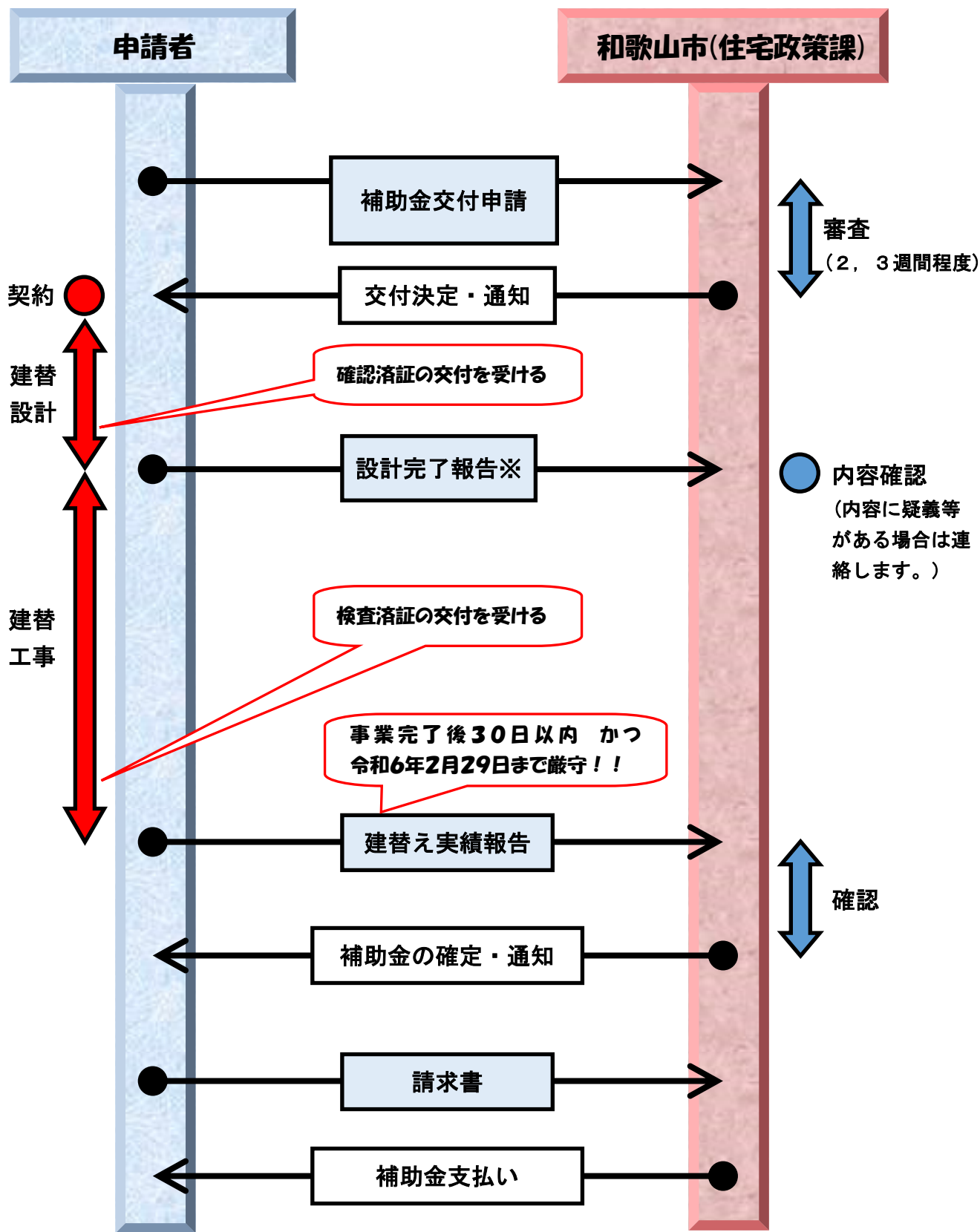


和歌山市住宅耐震改修事業補助金 申請手続の流れ

建替え編

「建替設計+建替工事」を補助対象とする場合

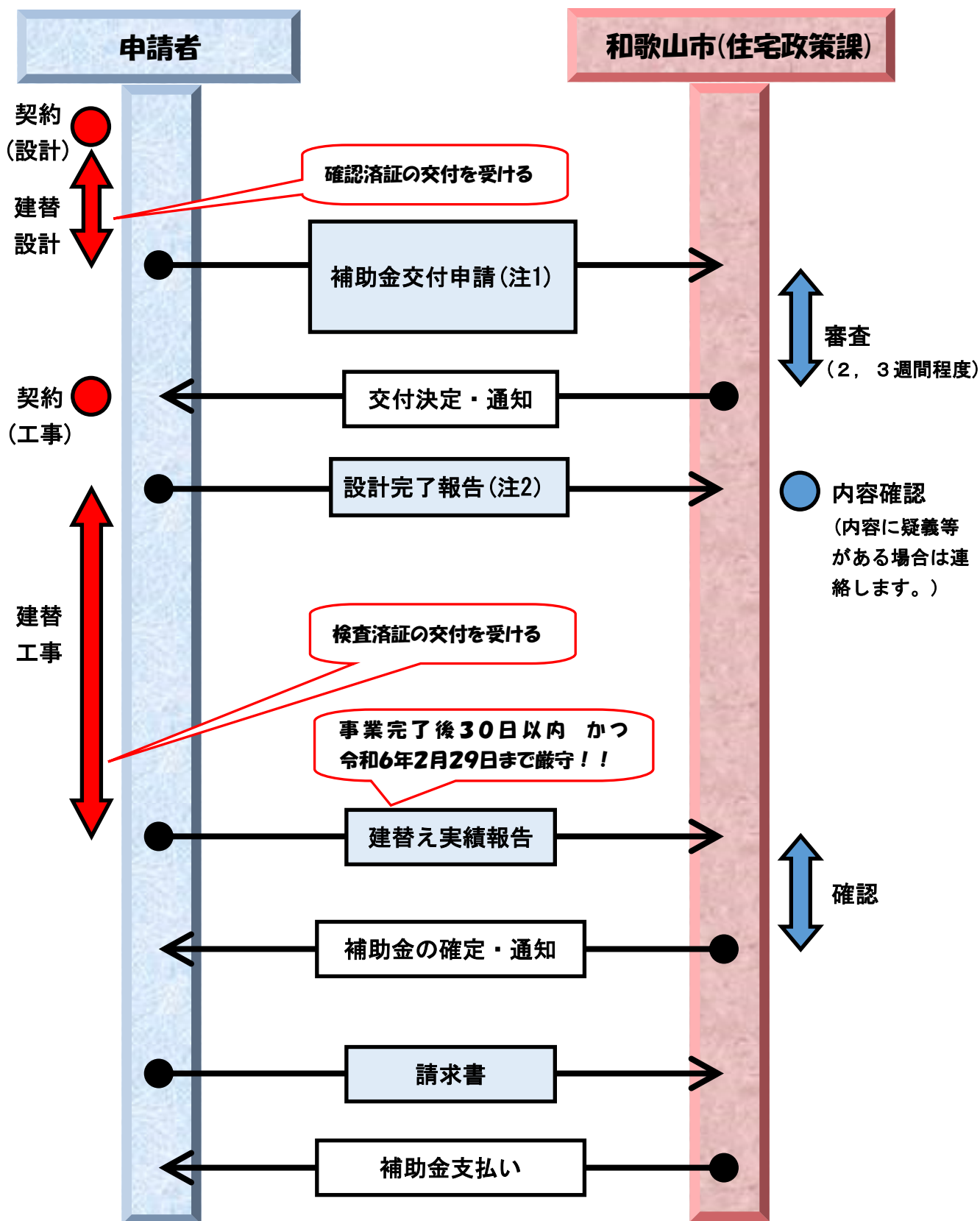


※ 補助金の交付決定後であれば、設計完了報告書の提出前に既存の除却(解体)工事を行うことは可能です。

和歌山市住宅耐震改修事業補助金 申請手続の流れ

建替え編

「建替工事」を補助対象とする場合



(注1) 設計を開始していない、または、設計中の場合においても「建替工事」を補助対象とした補助金交付申請ができます。

(注2) 補助金の交付決定後であれば、設計完了報告書の提出前に既存の除却(解体)工事を行うことは可能です。

提出書類一覧

建替え編

抽選申込及び補助金交付申請

1. 補助金等交付申請書（建替）
2. 耐震改修事業計画及び収支予算書（耐震改修・建替）
3. 耐震診断結果に関する書類
木造住宅 市が実施した「耐震診断報告書」の建物概要ページ及び総合評価のページの写し（平成18年度以前に診断を受けられた方は「耐震診断報告書」の第一面の写し）
非木造住宅 診断結果一式。ただし、市の補助金を受けて耐震診断を実施している場合は、判定結果と診断結果（耐震構造指標）の記載のあるページの写しのみで可。
4. 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）（市役所本庁2階 税証明交付窓口、サービスセンターにて発行）
5. 建替え前の住宅の所有等を証する書類 法務局の建物の全部事項証明書
※未登記の場合は、土地の全部事項証明書、建物の所有者が確認できる書類（納税通知書等）及び申立書
6. 設計費の見積書（補助対象事業に建替設計を含める場合）
7. 工事費（除却、新築）の見積書
8. 付近見取図
9. 建替え前の住宅の配置図及び平面図
10. 建替え前の住宅の外観写真及び周囲との関係がわかる写真
11. 建替え後の住宅の敷地設定がわかる図面
12. 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
13. その他必要書類（該当する方のみ）所有者全員の同意書及び所有者との関係がわかる書類（住民票・戸籍謄本など）、所有者以外の権利（抵当権等）が設定されている場合、権利者の同意書等

設計完了報告

1. 建替設計完了報告書（添付書類：確認済証の写し、建替え後の配置図、各階平面図、立面図）
2. 省エネ基準への適合性に関する説明書

建替え実績報告

1. 補助事業等実績報告書（建替）
2. 検査済証の写し
3. 設計業務委託契約書の写し（補助対象事業に建替設計を含める場合）
4. 工事請負契約書（除却工事、新築工事）の写し（工事内訳書含む）
5. 領収書の写し
6. 除却後の写真、建替え後の住宅の外観写真、建替え後の住宅と周囲との関係がわかる写真
7. 補助金等交付決定通知書（建替）の写し